

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

滋賀県草津線複線化促進期成同盟会
会長 三日月 大造 あて

申請者 施設名
代表名 印
FAX 番号 _____
〔 担当者氏名 _____
電話 番号 _____ 〕

JR 草津線を利用した園児・児童体験学習等事業費補助金 補助予約申込書

令和 年度において、JR 草津線を利用した園児・児童体験学習等事業について、以下のとおり実施したいので補助予約します。

1 事業内容等

行事名（体験学習名）		
実施学年	第 学年（ 組）※クラス行事の場合は組まで	
実施日（予定）	令和 年 月 日（予備日 令和 年 月 日）	
参加児童数	人	
引率者数	教員等 人（※補助対象外）	
	教員等以外 人	
行程	(出発) → → (到着)	

2 収支

収支	区 分	予算額	積 算
収入			
	収入合計		
支出			
	支出合計		

受理番号

様式第2号（第5条関係）

令和 年 月 日

滋賀県草津線複線化促進期成同盟会

会長 三日月 大造 あて

申請者 施設名

代表名

印

〔 担当者氏名

電話番号 _____ 〕

JR 草津線を利用した園児・児童体験学習等事業費補助金交付申請書
(兼 実績報告書・交付請求書)

令和 年度において、JR 草津線を利用した園児・児童体験学習等事業について、標記補助金について、下記のとおり交付されるよう、標記補助金交付要綱第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

金 _____ 円

振込先

銀行・支店名	
口座番号	(普通・当座) <small>※普通預金、当座預金のいずれか該当する方に○を付けてください。</small>
(ふりがな) 口座名義	

添付書類

- 1 事業計画書および収支予算書（兼 実績報告書および収支決算書）
（様式第3号のとおり）
- 2 事業の実績
（様式自由）…体験学習の写真や切符の領収書等、体験学習の実施を証する資料

様式第3号（第5条関係）

事業計画書および収支予算書
 （兼 事業実績書および収支決算書）

1 事業内容等

行事名（体験学習名）		
実施学年		第 学年（ 組）※クラス行事の場合は組まで
実施日		令和 年 月 日（予備日 令和 年 月 日）
参加児童数		人
引率者数	教員	人（※補助対象外）
	教員以外	人
行程		(出発) → → (到着)

2 収支

収支	区 分	予算額	積 算
収入			
	収入合計		
支出			
	支出合計		

※「補助予約申込書」（様式第1号）の「写し」を提出することで、本様式の提出に代えることができる。

（補助予約内容の変更等を行った場合は、「補助予約 変更・中止届出書」（様式第4号）ただし、「写し」を提出する場合は、「受理番号」を付記した受理印が押印されたものに限る。

また、受理後に参加児童数の変動による収支等、軽微な変更が生じた場合は「写し」に朱書き訂正を行うこと。

受理番号

様式第4号（第7条関係）

令和 年 月 日

滋賀県草津線複線化促進期成同盟会
会長 三日月 大造 あて

申請者 施設名
代表名 印
FAX番号 _____
〔担当者氏名 _____〕
電話番号 _____

JR 草津線を利用した園児・児童体験学習等事業費補助金 補助予約 変更・中止届出書

令和 年度において、JR 草津線を利用した園児・児童体験学習等事業について、以下のとおり、補助予約内容の変更・補助予約の中止を行いたいので届け出ます。

1 事業内容等（変更の場合のみ記載）

行事名（体験学習名）			
実施学年	第 学年（ 組）	※クラス行事の場合は組まで	
実施日	令和 年 月 日	（予備日 令和 年 月 日）	
参加児童数	人		
引率者数	教員等	人（※補助対象外）	
	教員等以外	人	
行程	(出発) → → (到着)		

2 収支（変更の場合のみ記載）

収支	区分	予算額	積算
収入			
	収入合計		
支出			
	支出合計		

3 変更または中止の理由

様

滋賀県草津線複線化促進期成同盟会

会 長 三日月 大造

JR 草津線を利用した園児・児童体験学習等事業費補助金交付決定通知書

（兼 額の確定通知書）

令和 年（ 年） 月 日付けで交付申請のあった標記補助金について、JR 草津線を利用した園児・児童体験学習等事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により下記のとおり交付することに決定し、併せて同規則第13条の規定により、その額を確定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付決定額（額の確定額）は、次のとおりである。

金_____円

- 2 補助の条件は、次のとおりとする。

- （1） 補助事業の実施については、JR 草津線を利用した園児・児童体験学習等事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- （2） 補助事業者は、事業に関する帳簿を備え、これに補助事業に係る収支の状況を記入し、事業完了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。